

アネシスライフ妹尾 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 洋友会が開設する アネシスライフ妹尾（以下「事業所」という。）が行うサービス付き高齢者向け住宅の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢の入居者に対し、適正な生活支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、提携する居宅介護支援事業所が立案した訪問サービス計画に基づき、訪問介護サービス・訪問看護サービス・訪問リハビリテーションサービス・訪問診療サービス等（以下「訪問サービス」という。）を利用して利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 アネシスライフ妹尾
- ② 所在地 岡山市南区妹尾1880-7

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者1名（常勤 事務員兼務）
管理者は事業所の管理及び建物の管理や請求関係を一元的に行う。
- ② 相談員1名（常勤）
入居問合せや入居調整、レクリエーション等の企画及び、利用者や家族との間で生活支援サービス職員と共に相談対応を行う。
- ③ 生活支援サービス職員10名以上（介護職・看護職：非常勤 併設他事業所兼務）
介護・看護の有資格者であり、生活支援サービスを利用者に対し行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 居室数29室のうち、27室（18㎡）を一人部屋、残り2室（25.2㎡）を二人部屋とする。

(生活支援サービスの内容及びその他利用料等)

第6条 生活支援サービスの内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は、30,857円とする。また、食事提供サービスを提供した場合の利用料の額は、49,350円とする。なお、別途「生活支援サービス契約書」にて詳細を説明の上、利用者と契約を締結する。

- ① 状況把握・生活相談サービス
- ② 排せつ・食事等介護サービス

- ③ 調理・洗濯・清掃等の家事サービス
- ④ 健康管理サービス
- ⑤ フロントサービス
- ⑥ 食事提供サービス
- ⑦ 寝具の提供サービス
- ⑧ 業者委託洗濯サービス

2 おむつ代は、その種類によって実費にて費用を徴収する。

3 その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書（生活支援サービス契約書）に署名（記名押印）を受けることとする。

（住宅の利用に当たっての留意事項）

第7条 職員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第8条 職員等は、介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関（中島病院）に連絡する等の措置を講じ、ご家族及び管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年1回以上の避難・救出等訓練を行う。

（その他運営についての留意事項）

第10条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人洋友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。

平成26年4月1日より、本改訂版を施行する。